

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から30の項までを1項ずつ繰り上げ、31の項を削り、32の項を30の項とし、33の項から46の項までを2項ずつ繰り上げ、同表47の項中「市民局指定管理者候補者選定委員会」を「文化市民局指定管理者候補者選定委員会」に、「市民局が」を「文化市民局が」に改め、同項を同表45の項とし、同表中48の項を46の項とし、49の項から76の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

75	熊本市市役所改革推進委員会	市役所改革プランの円滑な推進を図るため、その進捗状況について報告を受けるとともに、必要な事項を協議する。
76	熊本市生活困窮者自立支援関連事業受託事業者選考委員会	熊本市生活困窮者自立支援関連事業に係る受託事業者の選考について審議する。
77	SNSを活用したこころの悩み相談業務受託事業者選考委員会	SNSを活用したこころの悩み相談等業務に係る受託事業者の選考について審議する。

78	熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	熊本市一般廃棄物処理基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
79	熊本市観光振興推進協議会	本市の観光振興に関する戦略の策定及び進行管理等を行うため、必要な事項を審議する。
80	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。

別表2の表3の項を削る。

別表5の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、11の項を9の項とし、同表に次のように加える。

10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。